

第3次始良市配偶者等からの暴力の防止 及び被害者支援計画

目次

第3次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

第1章 計画の策定に当たって

- 1. 計画策定の趣旨……………67
- 2. 計画の基本的な考え方……………67
- 3. 計画の性格……………67
- 4. 計画の期間……………68
- 5. 基本的な方針……………68

第2章 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)について

- 1. 配偶者等からの暴力とは……………69
- 2. 配偶者等からの暴力の現状……………70
- 3. 配偶者等からの暴力に対する取組の現状……………70

第3章 計画の体系……………73

第4章 計画の内容……………74

第5章 計画の推進体制……………86

別表2 配偶者等からの暴力に関する相談窓口……………87

参考1 用語解説……………88

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市は、全ての人々が性別にかかわらず、その人権が尊重され、家庭、地域、職場、学校など、社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、全庁的に取組を進めています。中でも、個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、克服すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力の被害者は多くの場合が女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識、社会的地位や経済力の格差など男女の不平等な関係により、過去から今日に至るまで、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があるといわれています。

配偶者等からの暴力の根絶に向けては、国、県及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めるとともに、市民一人一人が、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であることから、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を、総合的・体系的に推進するための計画として、「第3次始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定します。

2 計画の基本的な考え方

この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)により定めることが要請される以下の基本的な方針に基づき推進します。これらの基本的な方針は、配偶者等からの暴力が性別による権利侵害であり男女共同参画を阻害する行為であることに基づき、その根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」(男女共同参画社会基本法第3条(平成11年制定))を踏まえるものです。

3 計画の性格

この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定し、「第3次始良市男女共同参画基本計画」に基づく取組と一体的に推進します。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

5 基本的な方針

- 全ての人は、安全な環境で安心した生活を送ることができ、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利を有していることを踏まえ取り組みます。
- 配偶者等からの暴力は、「家庭内の問題」や「個人的な問題」にとどまらず、「社会的な問題」であることを踏まえ取り組みます。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む基本的人権を侵害する行為であることを踏まえ取り組みます。
- 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の尊重と男女平等の理念に基づき「(男女の)事実上の平等」を目指す男女共同参画社会の実現が不可欠であることを踏まえ取り組みます。
- 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障がいの有無を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有していることを踏まえ取り組みます。
- 国、県及び近隣自治体との連携・協力を図りながら、配偶者等からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を踏まえ取り組みます。

第2章 配偶者等からの暴力 (ドメスティック・バイオレンス/DV)について

1 配偶者等からの暴力とは

(1) 配偶者等からの暴力の形態

配偶者等からの暴力とは、配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。

配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりする等の「身体的暴力」、心無い言動や無視することにより相手の心を傷つける等の「精神的暴力」、嫌がっているのに性的行為を強要する等の「性的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」など、様々な形態が存在します。

(2) 配偶者等からの暴力の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会の誤った認識により潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力が激化・継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む基本的人権を侵害する重大な社会問題です。

(4) 根底にある男女の不平等な関係

暴力を生み出す背景には、男性が女性に暴力を振るうのは、ある程度仕方ないといった考え方等があり、その根底には、性別による固定的な役割分担意識、女性を対等なパートナーとしてみない女性差別の意識、男女の社会的地位や経済力の格差など男女の不平等な関係があります。

2 配偶者等からの暴力の現状

(1) 配偶者等からの暴力の被害経験

本市が、令和4年に実施した「男女共同参画についての市民意識調査」(以下「意識調査」という。)によると、配偶者等からの暴力を受けた経験がある人の割合は「身体的暴力」が15.1%、「心理的攻撃」が16.5%、「性的強要」が6.2%、「経済的圧迫」6.8%となっており、性別で見ると、いずれかの暴力を受けた経験があったと回答した割合は女性が32.0%であり、男性の16.7%を大きく上回っています。

鹿児島県警察本部調べの配偶者暴力事案(令和4年)における被害者の性別の割合も98.7%が女性となっており、現状では被害者のほとんどが女性となっています。

(2) 配偶者等からの暴力についての相談状況

本市の意識調査において、配偶者等や交際相手からの暴力を受けた経験があると回答した人に、その相談先について聞いたところ、「家族や親戚に相談した」が24.5%、「友人や知人に相談した」が23.2%となっている一方で、「誰にも相談しなかった(できなかった)」が38.4%と最も高くなっています。

3 配偶者等からの暴力に対する取組の現状

(1) 国における取組

国は、平成13年4月に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備した「配偶者暴力防止法」を制定しました。これにより、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置付けられました。

また「配偶者暴力防止法」の規定については、施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案、検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるという附則に基づき、平成16年、平成19年、平成26年、令和5年の4回にわたり改正が行われています。

【平成16年改正内容】

1. 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
2. 保護命令制度の拡充(元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等)
3. 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施
4. 被害者の自立支援の明確化等
5. 警察本部長等の援助
6. 苦情の適切かつ迅速な処理
7. 外国人、障がい者等への対応

【平成19年改正内容】

1. 市町村基本計画の策定(努力義務)
2. 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
3. 保護命令制度の拡充(電話等を禁止する保護命令等)
4. 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令の発令に関する通知

【平成26年改正内容】

1. 生活の本拠を共にする交際相手(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)を適用対象
2. 法律名の変更(「等」を追加)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

【令和5年改正内容】

1. 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化(接近禁止命令の発令要件拡大、接近禁止命令等の期間延長等)
2. 国の基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充(被害者の自立支援のための施策、国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力を必要的記載事項とする)
3. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化

(2)鹿児島県における取組

県は、平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を規定し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

また、平成18年3月には「配偶者暴力防止法」に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。この計画に基づき、市町村や関係機関等と連携の下、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取組を進め、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

さらに、平成19年には、県内の全ての地域における配偶者等からの暴力の被害者の相談・支援体制の充実に資するよう各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部についても配偶者暴力相談支援センターとして指定しました。

平成19年7月に「配偶者暴力防止法」が改正され、平成20年1月には、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われたことに伴い、これらの改正内容やこれまでの県の取組状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実に図るため平成21年3月に「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定を行いました。

(3) 始良市における取組

本市においては、平成22年3月に施行した「始良市男女共同参画推進条例」第8条(性別による権利侵害の禁止等)第2号において、「男女間の暴力行為(精神的苦痛を与える行為を含む。)」を規定し、専門相談員(非常勤職員)の配置により相談体制の充実等を図りました。

さらに、より適切・迅速な被害者支援を図るために、「始良市配偶者からの暴力及び、ストーカー行為等の被害者の保護及び支援のための庁内連絡会議規程」及び「始良市配偶者からの暴力及びストーカー行為等被害者支援事業実施要綱」を施行し、庁内関係部署及び関係機関間の情報及び意見交換を行うネットワークの構築、被害者の安全確保に向けて、一時避難(一時保護)に係る経費の予算措置を行いました。

また、「第1次始良市男女共同参画基本計画(平成25年3月策定)」において、配偶者等からの暴力に係る施策を含む「女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備」を「重点的に取り組むこと」に位置付けるとともに、「始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、配偶者等からの暴力に係る施策を総合的・計画的に進めてきました。さらに「第2次始良市男女共同参画基本計画(平成31年3月策定)」において、「男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶」を「重点的に取り組むこと」に位置付け、暴力の防止及び被害者支援のための施策の一層の充実を図ることとしました。

平成27年度に配偶者暴力相談支援センターを設置したことにより、身近な場所での継続的な相談一時保護の場合の同行支援など、被害者の立場に立った支援を担うことができるようになりました。また、被害者支援の「コーディネーター」としての役割を担い、平素から庁内外の関係部署・機関と連携することによって、潜在化している被害者を早期発見し、配偶者等からの暴力の事案に係る警察とのより迅速な連携が図られるようになるなど、被害者支援を迅速かつ円滑に行うことができるようになりました。併せて、「配偶者暴力防止法」に基づく通報への対応や保護命令への関与ができるようになったこととともに、関係機関の連携協力が図られるようになったことにより、同法が定める的確な対応をとることができるようになりました。

第3章 計画の体系

目指すべき姿

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)を許さない誰もが安心して暮らすことができる地域社会の創造

【重点目標 1】

いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組

1. 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
2. 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進
3. 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進
4. デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

【重点目標 2】

安心して相談できる体制の確立に向けた取組

1. 相談体制の整備と充実
2. 早期発見・未然防止のための仕組みづくり
3. 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
4. 苦情等への適切な対応の推進
5. 支援者の安全確保

【重点目標 3】

被害者の保護と自立に向けた支援に係る取組

1. 被害者の保護と安全確保
2. 通報・通告制度による被害者の保護
3. 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
4. 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
5. 被害者の立場に立った生活再建に向けた取組